

兵庫県条例第 30 号

新型インフルエンザ等対策の実施に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、新型インフルエンザ等対策（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する新型インフルエンザ等対策をいう。以下同じ。）の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(有識者会議)

第 2 条 知事は、法第 7 条第 8 項（同条第 9 項において準用する場合を含む。）において準用する法第 6 条第 5 項の規定に基づき、兵庫県行動計画の案の作成及び兵庫県行動計画の変更に当たり、専門的な知識に基づく意見を聴くため、兵庫県新型インフルエンザ等対策有識者会議（以下「有識者会議」という。）を置く。

2 有識者会議は、委員 15 人以内で組織する。

3 有識者会議の委員は、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験を有する者のうちから、知事が委嘱する。

4 有識者会議の委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 有識者会議の委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、有識者会議の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

(対策本部長の意見聴取)

第 3 条 法第 23 条第 1 項に規定する兵庫県対策本部長は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、有識者会議の委員その他必要と認める者から、専門的な知識に基づく意見を聴くことができる。

(補則)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、新型インフルエンザ等対策の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(附属機関設置条例の一部改正)

2 附属機関設置条例（昭和 36 年兵庫県条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項の表地域安全まちづくり審議会の項の次に次のように加える。

新型インフルエンザ等対策有識者会議	新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）による行動計画の案の作成及び行動計画の変更に関する事項の建議に関する事務
-------------------	--

(委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 35 年兵庫県条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中第 54 号の 2 を第 54 号の 3 とし、第 54 号の次に次の 1 号を加える。

(54)の 2 新型インフルエンザ等対策有識者会議

別表第 1 地域安全まちづくり審議会の項の次に次のように加える。

新型インフルエンザ等対策有識者会議	会長	日額	15,500 円
	委員	日額	12,500 円

別表第 2 地域安全まちづくり審議会の委員の項の次に次のように加える。

新型インフルエンザ等対策有識者会議の委員	職員旅費条例中 8 級の職務にある者相当額
----------------------	-----------------------